

## 1 審査会の結論

異議申立人が行った「在日本朝鮮人総連合会関係施設についての平成22年度固定資産税の減免に関する一切」（以下「本件対象文書」という。）の開示請求に対し、瀬戸市長（以下「実施機関」という。）が行った一部開示決定処分は妥当である。

## 2 異議申立人の主張の要旨

### (1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、瀬戸市情報公開条例（平成12年瀬戸市条例第5号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、異議申立人が平成24年8月14日付けで行った本件対象公文書の開示請求に対し、平成24年8月27日付け24瀬税第2005号により実施機関が行った一部開示決定の処分について、この処分を取り消し、公文書の開示を求めるものである。

### (2) 異議申立ての主たる理由

異議申立人の主張する異議申し立ての主たる理由は、おおむね次のとおりである。

#### ア 減免理由が不開示とされていることについて

本件対象文書には、具体的な減免理由が記載されていない。具体的な減免理由が記載された文書の開示を求める。

#### イ 「協同組合」の家屋の詳細が不開示であることについて

本件対象文書には、構造等家屋の詳細が不開示である。朝鮮総連支部自体の存在は公にされていること、あらゆる建物は不動産登記法に基づく登記が基本的にはなされていること及び協同組合に準ずる施設として減免されていることから、この情報は積極的に公開すべきであり、構造等家屋の詳細の開示を求める。

#### ウ デイケアセンターの利用者数の不開示について

本件対象文書に記載されたデイケアセンターの利用者数は、介護保険に関わ

る情報であり利用者数自体を公開することに支障はないため、デイケアセンターの利用者数の開示を求める。

### 3 実施機関の説明の要旨

実施機関の説明はおおむね次のとおりである。

#### (1) 条例第4条第1号及び第3号の該当性について

ア 本件対象文書に記載された物件の所在地、種類・構造・床面積（減免対象床面積は除く）は、不動産登記簿の登録事項ではあるものの本物件については、登記所においてこれらの事項を確認することができない。これらの事項は、固定資産税の課税のために調査をした地方税法第341条第13号に定める家屋補充課税台帳に登録した事項となる。また、地方税法第382条の2及び第382条の3では、固定資産課税台帳の閲覧及び記載事項の証明を求めることができる者、範囲等について制約を設けている。

よって、これらは一般に知られていない課税情報であり、また、他人に知られないことについて相当の利益を有するため、地方税法第22条に規定する守秘義務に抵触し、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、不開示情報に該当する。

ただし、平成22年度における在日本朝鮮人総連合会関連施設に対する固定資産税の課税状況については総務省による調査結果が公表されており、当該施設に対し一部減免の適用をしていることは公知の事実と考えられること及び協同組合の事務所及び倉庫に準ずる施設という理由により一部減免の適用をしている経緯から減免対象床面積は開示とした。

イ 本件対象文書に記載された減免申請者、免除の割合、面積按分表における減免適用面積以外の床面積、構造を類推できる情報は、地方税法第341条第13号に定める家屋補充課税台帳に登録された事項を類推させるため、公にすることは地方税法第22条に規定する守秘義務に抵触し、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、不開示情報に該当する。

ウ 本件対象文書に記載された施設の利用状況における減免適用以外の部分に係る情報は、減免適用外の課税部分に関わる課税情報であり、公にすることは地

方税法第22条に規定する守秘義務に抵触し、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、不開示情報に該当する。

(2) 条例第4条第1号、第3号及び第4号の該当性について

本件対象文書のうち、平面図は減免適用対象外面積を算出するための課税情報であると同時に防犯上秘密にすべき情報となるため、公にすることは地方税法第22条に規定する守秘義務に抵触し、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ及び犯罪を誘発するおそれがあるため、不開示情報に該当する。

#### 4 審査の経過

当審査会は、本諮問事件について、次のとおり審査を行った。

- (1) 平成24年 9月20日 実施機関から諮問書を收受
- (2) 平成24年10月16日 実施機関から理由説明書を收受
- (3) 平成25年 2月27日 実施機関からの説明聴取  
審査
- (4) 平成25年 3月28日 審査

#### 5 審査会の判断の理由

異議申立人は、実施機関が特定した本件対象文書のうち、実施機関が条例第4条第6号により不開示とした情報については、一部不開示事由に該当しないとし、開示することを求めている。

このことから、当審査会は本件対象文書について、条例第15条第3項の規定に基づき一部開示決定等に係る公文書の提示を求め、審査を行った。

(1) 本件対象文書について

実施機関が本件対象文書として特定した公文書は以下のとおりである。

- ア 平成22年度固定資産税及び都市計画税の減免について（伺い）
- イ 固定資産税減免申請書兼決定通知書

(2) 開示請求文書の特定について

実施機関に対し、再度文書の特定及び検索を求めたが、上記、本件対象文書以外の文書の存在は認められない。また、在日本朝鮮人総連合会自体は、「協同組

合」そのものではないが、協同組合に準じるものとして、瀬戸市市税条例及び瀬戸市市税の減免に関する規則（以下「税条例等」という。）において認められるものであること、減免については、税条例等に基づき決するものであって、その基準に関する何らかの文書が存在するものではないことから、不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められないため、実施機関が本件対象文書として特定した、上記文書は妥当である。

(3) 不開示情報該当性について

実施機関がこの条例この趣旨に沿って不開示とした箇所について調査し、不開示とされた情報を次のとおり分類のうえ、審査を行った。

- a 減免申請者
- b 物件の所在地
- c 種類
- d 構造
- e 床面積（減免対象面積は除く）
- f 減免の割合
- g 施設の利用状況における減免適用以外の部分に係る情報
- h 面積按分表における減免適用面積以外の床面積
- i 構造を類推できる情報
- j 申請者の印影
- k 平面図

ア 条例第4条第1号による不開示情報該当性について

(ア) 条例第4条第1号は、条例は、法令に違反しない限りにおいて制定することができるものであり、法令で公にすることができないとされている情報は、本条例においても不開示とすることを定めたものである。

(イ) 地方税法第22条は、「地方税に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合においては、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。」と定められている。同条の秘密とは、行政機関が秘密を指定する形式秘ではなく、職員がその職務において知り得た情報のうち、一般的に知られていない事実であって、本人が他人に知られていないことについて相当の利

益を有すると認められるもの、すなわち、実質的に秘密として保護されることに客観的な利益がある実質秘に限られると解される。したがって、地方税に関する調査の情報がただちに不開示情報となるものではないと判断する。

- (ウ) 「a 減免申請者」、「b 物件の所在地」、「c 種類」、「d 構造」、「e 床面積（減免対象面積は除く）」、「f 減免の割合」、「g 施設の利用状況における減免適用以外の部分に係る情報」、「h 面積按分表における減免適用面積以外の床面積」、「i 構造を類推できる情報」及び「k 平面図」については、いずれも実施機関が地方税に関する調査を行って把握した情報であり、実施機関と減免申請者以外に知られていない情報である。

本物件に関しては、不動産登記法上の権利の登記がなされていない。これをもってして必ずしも同法の違反となるものではないが、実施機関としては、課税業務上これらの事項を知る必要があり調査したものである。

さらに、いずれの情報も法人等の内部情報であり、減免申請者が他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有する。これらの情報を公にすることにより、実施機関の課税業務に支障を生じるおそれがある。

したがって、これらの情報は地方税法第22条の秘密に該当すると判断するため、条例第4条第1号により不開示とした実施機関の判断は妥当である。

#### イ 条例第4条第3号による不開示情報該当性について

- (ア) 条例第4条第3号は、法人等の正当な事業活動を保障する観点から、開示することにより当該法人等の活動利益を害することが明らかであると認められる情報は、不開示とすることを定めたものである。

- (イ) 「a 減免申請者」、「b 物件の所在地」、「c 種類」、「d 構造」、「e 床面積（減免対象面積は除く）」、「f 減免の割合」、「g 施設の利用状況における減免適用以外の部分に係る情報」、「h 面積按分表における減免適用面積以外の床面積」、「i 構造を類推できる情報」及び「k 平面図」については、当該法人等の財産及び課税状況に関するものであることから、通常は当該法人等の内部管理に関する情報又は信用力につながる情報であり、かつ不動産登記簿により明らかになる情報を除き、一般には他の第三者が知ることのできない情報と認められると判断する。

したがって、これらの情報については、実施機関の要請を受けて、公にし

ないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等における通例として公にしないこととされているものと認められることから、条例第4条第3号により不開示とした実施機関の判断は妥当である。

- (ウ) 「j 申請者の印影」については、減免申請者が行政文書を作成するにあたり使用する印鑑に基づく印影である。したがって、一定程度重要な印鑑に基づく印影であると認められ、公にすることにより、これを悪用し財産等が侵奪される等、当該法人等の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあることから、条例第4条第3号により不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ウ 条例第4条第4号による不開示情報該当性について

- (ア) 条例第4条第4号は、公にすることにより、犯罪を誘発するおそれがある情報については、公共の安全と秩序を維持するため、不開示とすることを定めたものである。

- (イ) 「k 平面図」については、減免の申請をするにあたり、その添付資料として任意の様式により提出したものであり、市販の住宅地図や法務局で閲覧に供される公図の記載とも同一でないことから、一般に公になっているものとは認められない。したがって、建物の間取り等が公にされ、それが悪用されることにより犯罪を誘発するおそれがあることから、条例第4条第4号により不開示とした実施機関の判断は妥当である。

## 6 結論

以上のことから、本件については、上記1記載のとおり判断した。